

# 監査の失敗と監査判断のミスの原因

栗 濱 竜一郎

## 1. はじめに

われわれの社会において、監査の失敗は大きな問題である。この監査の失敗は、監査人に対する社会の人々の信頼を喪失させ、財務諸表監査制度そのものへの不信に繋がっていく。そして、財務諸表監査制度への不信は、資本主義の中核を担う資本市場および株式会社への不信に繋がる。最悪の場合には、資本市場および株式会社は不安定となり、われわれの社会は不安定になってしまうのである。そのため、監査の失敗を減らすことは、財務諸表監査制度ひいてはわれわれの社会にとって必要不可欠なことである。それゆえ、監査の失敗の原因を究明することは、監査研究において重要な課題である。

この監査の失敗は、監査人の人的要因による失敗（ヒューマンエラー）から生じるものである（栗濱, 2016）。監査の失敗は、つまるところ監査人の判断ミスや行動の誤りに帰するのである。とりわけ、監査判断のミスを放置したままでは監査の失敗を減らすことができないため、監査判断のミスの原因を究明することは、監査研究において喫緊の課題である。また、監査人は、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を知ることが必要である。なぜなら監査判断のミスの対策は、まずどのような原因が存在するのかを知ることによって可能となるからである。

そこで本稿では、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を理論的

に考察していく。まず、監査判断のミスに起因する監査の失敗の意味と範囲を明らかにしていく。次に、監査人像の捉え方によって監査の失敗の原因となる監査判断のミスに関する分析の内容は異なってくるので、監査人像に関して理論的に考察していく。最後に、これまでの考察を踏まえて、監査人が陥る監査判断のミスの原因を、監査人個人と監査チームのそれぞれについて理論的に考察していく。これらの考察を行うことによって、われわれは、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因をより深く理解することができると考えられる。また、監査の失敗と監査の品質は表裏の関係にある（栗濱，2016）ため、監査判断のミスの原因を明らかにすることは、監査判断のミスの対策ひいては監査の失敗の対策に貢献できると同時に、監査の品質の確保にも貢献できると考えられる。

## 2. 監査の失敗

監査の失敗研究は、監査の失敗がなぜ・どのような状況（判断や行動など）で起こったのか、そして監査人が監査の失敗をしないようにするにはどうすればよいのかなどに焦点を当てる必要がある。そこで本節では、監査の失敗をどのように捉えるのかが監査の失敗研究において重要であるため、監査判断のミスに起因する監査の失敗の意味と範囲を明らかにしていく。同時に、監査の失敗研究が射程に入れる監査の失敗の意味と範囲も明らかにしていく。

### 2.1 狭義の監査の失敗と監査の不備<sup>1</sup>

ここでは、監査研究における狭義の（伝統的な）監査の失敗と監査の不備の定義を見ていく。

狭義の監査の失敗とは、被監査会社の財務諸表に重要な虚偽表示がある

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

にもかかわらず、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しなかったことにより、それを黙認または見過ごし、結果として無限定適正意見を表明してしまうことと定義することができる。簡単に言えば、狭義の監査の失敗とは、不適切な監査を実施し、不適切な監査意見を表明したことである。

この狭義の監査の失敗には階層性が存在する。狭義の監査の失敗は、基本的に、①精神的独立性（判断の独立性・公正不偏の態度）の欠如に起因するものと、②正当な注意の欠如および職業的懐疑心の欠如に起因するものに分けることができる（栗濱，2011）。①の狭義の監査の失敗は、財務諸表監査の社会的関係（三者間関係）の成立そのものに関わるため、社会の人々に対してより大きな影響を持っている。つまり、①の狭義の監査の失敗は、②の狭義の監査の失敗に比べて、失敗の社会的影響度は大きいのである。

他方、監査の不備とは、不適切な監査意見の表明には至らなかったが、監査人が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠しなかったことと定義することができる。簡単に言えば、監査の不備とは、不適切な監査意見の表明には至らない監査の基準の準拠性違反のことである。

この監査の不備には階層性が存在する。監査の不備は、十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったことや外観的独立性の欠如などの重大な監査の不備から、監査調書の不備などのどちらかといえば軽微な監査の不備まで、いろいろな現れ方をするのである。

以上のように、狭義の監査の失敗も監査の不備もいずれも、基本的に、監査人の人的要因に起因していることが理解できるのである。

## 2.2 広義の監査の失敗<sup>2</sup>

改めて失敗の意味をより深く探るために、失敗学の考え方を見ていく。失敗学では、失敗を、「人間が関わって行うひとつの行為が、はじめに定

めた目的を達成できないこと」, 別言すれば「人間が関わってひとつの行為を行ったとき, 望ましくない, 予期せぬ結果が生じること」と定義する(畑村, 2000, 21-22頁)<sup>3</sup>。そして, この定義のキーワードは, 「人間が関わっている」および「望ましくない」の2つである。つまり, 失敗は, 基本的に人的要因による失敗(ヒューマンエラー)から生じるということである。そのため, 失敗を完全になくすことは不可能である。

また, 失敗学は, 責任の有無はともかく<sup>4</sup>, 失敗と向き合うことによって, 失敗の特性を理解し, 不必要な失敗の防止策を考え, さらにそこから新たな知識などを学び, 新たな創造を生み出していくことを目指している。この失敗学の失敗の範囲は, ハインリッヒの法則(1:29:300の法則)に基づいて, 社会に大きな影響を与える重大な失敗からヒヤリとした体験(失敗の種)まで広範囲に及んでいる。失敗は確率事象であるので, ヒヤリとした体験はいずれ重大な失敗に繋がる可能性がある。それゆえ, 失敗の再発防止や今後のあり方・発展に向け, またこれまで気づいていなかった潜在的な失敗などを明らかにするために, どのような判断や行動が失敗を生じさせたのかなどの原因を究明することが, 失敗の研究において重要となる。

このような失敗学の考え方は, プロフェッションにおける業務においても当てはまる。プロフェッションにおける業務の失敗は, 結局は人的要因による失敗から生じるのである(AICPA, 1978)。当然, 会計プロフェッションである監査人も人間である以上, 判断ミスや行動の誤りなどがありえるので, 人的要因による失敗から逃れることはできない。監査の失敗は, 結局は監査人の判断ミスや行動の誤りなどに帰するのである。この監査人の判断ミスや行動の誤りなどは, 個々の監査人だけではなく, 監査チームや監査法人などの集団(組織)も関わってくる。そのため, 監査の失敗研究においては, 監査人個人だけに焦点を当てるだけではなく, 監査チームなどの集団にも焦点を当てる必要がある。

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

そこで、これまでの議論を踏まえて、監査の失敗研究が取り扱う監査の失敗の範囲（射程）を検討していく。とりわけ、失敗学における失敗の定義のキーワード、①人間が関わっているおよび②望ましくないを踏まえて、監査の失敗を検討していく。まず、①のキーワードに関しては、財務諸表監査は監査人という人間が関わっている以上、判断ミスや行動の誤りなどが起こりうるということは既に説明した。つまり、監査の失敗は、結局は監査人の判断ミスや行動の誤りなどに帰するのである。次に、②のキーワードをどのように取り扱うかによって、監査の失敗の定義は異なってくると考えられる。そして、②の取り扱いによって、監査人の判断ミスや行動の誤りなどに関する分析の射程も変わってくると考えられる。

まず、②を一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しなかったことにより、重要な虚偽表示を発見できなかったことと捉えると、狭義の監査の失敗の定義となる。狭義の監査の失敗は、社会の人々に大きな負の影響を与えるため、重要な研究対象である。そして、この失敗は、監査人の責任を論じる上でも、重要な研究対象である。

次に、②を重要な虚偽表示を発見できなかったことだけで捉えると、狭義の監査の失敗に加えて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したにもかかわらず、重要な虚偽表示を発見できなかったことも監査の失敗として取り扱われる。実際に、監査人がいくら一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したとしても、重要な虚偽表示を発見できないことはありえる。この場合、このような失敗も監査の失敗として取り扱うのかどうか問題となる。監査人の責任を論じる上では、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠性は重要な論点であるかもしれない。だが、このような失敗は、監査人の責任の有無とは別に、これまでの会計の基準や監査の基準などが念頭に置いていなかった未知の領域などにおいて重要な虚偽表示が発見できなかったケースと考えられるため、会計の基準や監査の基準などのルールの見直し・変更およ

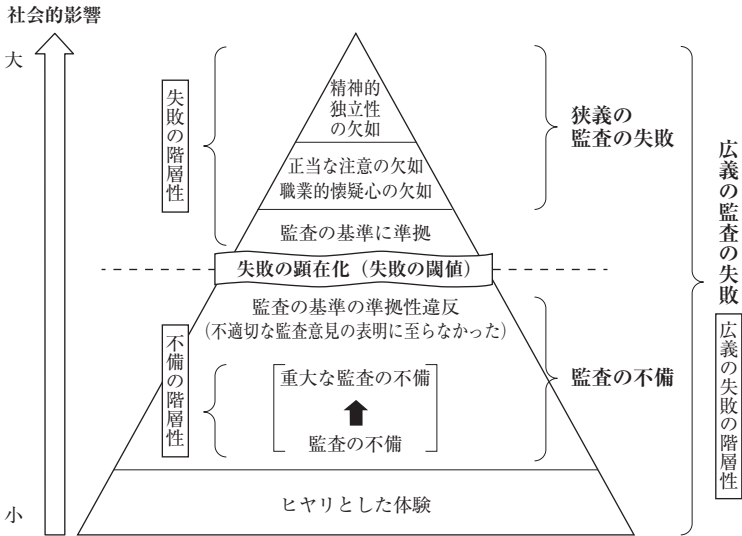
び監査判断・監査手続の新たなあり方を考えるきっかけになる。このことは、財務諸表監査の発展にとって意義があると考えられるので、このような失敗も監査の失敗と広義に捉えて適切に対処する必要がある。

また、②を不適切な監査意見の表明には至らなかったが、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠しなかったこと（監査の基準の準拠性違反）だけで捉えると、監査の不備の定義となる。主な監査の不備は、十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったこと、正当な注意の欠如、そして職業的懐疑心の欠如などである（Beasley et al., 2001, 2013など）。これらの主な監査の不備や外観的独立性の欠如などは、重大な監査の不備である。これらを放置すれば、いずれ社会に狭義の監査の失敗が顕在化（不適切な監査意見の表明）する可能性が高い。他方、監査調書の不備などはどちらかといえば軽微な監査の不備であるかもしれない。しかしながら、監査調書の不備は監査の品質に影響を与えるものであり、不備のない監査調書は監査の品質にとって必要不可欠である。したがって、監査の不備は、重大な潜在的失敗（監査の失敗の芽（原因））であり、狭義の監査の失敗の顕在化に結びつくので、監査の失敗と広義に捉えて適切に対処する必要がある。

さらに、監査人や会計士協会が適切でなかったと認識した監査の状況や監査人が認識したヒヤリとした体験も、認識された潜在的失敗と考えることができる。なぜなら、ヒヤリとした体験などは監査の失敗の種（原因）であり、これらを適切に対処せず放置したままにしていれば、いずれ監査の不備ひいては狭義の監査の失敗の顕在化に結びつくからである。このような失敗も、監査人の責任の有無とは別に、監査判断・監査手続のあり方などを改めて考えるきっかけになるものである。それゆえ、このような失敗も監査の失敗と広義に捉えて適切に対処する必要がある。

以上のことから、広義の監査の失敗とは、監査人の判断や行動などが望ましくないものになることと定義することができる。別言すれば、広義の

監査の失敗と監査判断のミスの原因



図表1 広義の監査の失敗と監査の失敗研究の範囲

(出所) 栗濱(2016), p. 91。

監査の失敗とは、監査人の判断ミスや行動の誤りなどに起因する潜在的・顕在的失敗である。この広義の監査の失敗は、ヒヤリとした体験、監査の不備、そして狭義の監査の失敗などを含むものである(図表1)。広義の監査の失敗は、つまるところ監査人の判断ミスや行動の誤りなどに帰するのである。

このように、監査の失敗研究においても、失敗学と同様に、監査人の責任追及ではなく、監査の失敗がなぜ・どのような状況(判断や行動など)で起こったのか、そして監査人が監査の失敗をしないようにするにはどうすればよいのかなどに焦点を当てるために、監査の失敗を広義に捉えることが必要となる。広義の監査の失敗を監査の失敗研究の範囲(射程)に入れることによって、監査判断・監査手続の(新たな)あり方、および会計の基準や監査の基準などのルールの見直し・変更などを考えることができ

るのである。したがって、監査人の判断ミスや行動の誤りなどを研究する上で、監査の失敗を広義に捉えることが必要不可欠なのである。そして、財務諸表監査の発展にとって、いかなる監査の失敗からも学ぶことが必要不可欠なのである<sup>5</sup>。なお、本稿では、特別の断りがない限り、監査の失敗は広義の監査の失敗を意味することとする。

### 3. 監査人像

上述のように、監査の失敗とは、監査人の判断や行動などが望ましくないものになること、すなわち監査人の判断ミスや行動の誤りなどに起因する潜在的・顕在的失敗である。監査の失敗に監査人の人的要因が関わっている以上、監査人像の捉え方によって、監査の失敗の原因となる監査人の判断ミスや行動の誤りなどに関する分析の内容は異なってくる。そこで本節では、監査研究における監査人像に関して理論的に考察していく。

#### 3.1 合理的な経済人と監査人

監査研究において、たとえば、AAA (1973), Jensen and Meckling (1976), Wallace (1980), DeAngelo (1981), Antle (1982), Watts and Zimmerman (1983, 1986), Sunder (1997), そして ICAEW (2005) などは、監査人を合理的な経済人と仮定している<sup>6</sup>。この合理的な経済人は、合理性と方法論的個人主義の両輪から構成される概念である。

まず、合理性とは、経済主体が状況把握や情報解釈などをするための完全な認知・思考能力などを備えており、かつ情報処理能力が無限であるという考えである。経済主体を合理的な経済人とみなせば、合理性を有しているがゆえに、経済主体は、常に最適かつ迅速な判断を行うことができ、自己利益を最大化することができるのである。

そして、シャノンとウィーヴァー (Shannon and Weaver, 1949) によ



ると、情報量の増大は、判断に関わる不確実性の縮減に結びつくと考えられる。ある判断が目的を達成できなかった場合には、経済主体の合理性が問題とされるのではなく、経済主体が最適な判断を行うために必要な情報が不足していたからとされる。したがって、経済主体が最適な判断を行うためには、十分な情報提供が必要であると理論上は考えられている。つまり、経済主体は、完全情報の下で自己利益を最大化することができるのである。

他方、合理的な経済人のもう1つの車輪である方法論的個人主義<sup>7</sup>とは、あらゆる社会経済現象は個人に関連づけることにより説明可能であるという考えである。これは、全体を個人の行為に還元して説明しようとする還元主義的考え方に立つ。

この方法論的個人主義では、経済主体の目的や選好のいかなる変化も、その原因はすべて個人自身に帰せられ、経済主体の効用関数は不変であるとされる。つまり、経済主体の目的や選好あるいは認知・思考システムは、所与のものとして決まっているということである。また、方法論的個人主義では、個人は所与の存在であり、他の個人から影響を受けることはないとする。

このように、合理的な経済人は、個人で常に最適かつ迅速な判断を行うことができ、自己利益を最大化することができるのである。監査人を合理的な経済人とみなせば、監査人は、個人で常に最適かつ迅速な監査判断を行うことができるということである。このことは、監査判断のミスに起因する監査の失敗は生じないということである。しかしながら、監査人は、個人で常に最適かつ迅速な監査判断を行うことができないのが現状である。したがって、監査研究において、監査人を合理的な経済人と仮定することは、監査の失敗の原因となる監査判断のミスだけではなく、そもそも監査の失敗を研究する必要はないということである。

### 3.2 合理的な経済人批判

実際に、われわれ人間は合理的な経済人ではない。つまり、人間である経済主体は、合理性の限界を有しており、方法論的个人主義のように振る舞うことができないのである。

まず周知のように、この合理性の限界 (bounded rationality) の概念は、サイモン (Simon, 1955, 1976, 1996 など) によって導入されたものである。実際に、経済主体は、状況把握や情報解釈などをするための認知・思考能力などを完全には備えておらず、かつ情報処理能力には限界がある。つまり、経済主体は合理性の限界を有しているのである<sup>8</sup>。

判断が問題になるのは単に情報 (情報量) が不足しているからということではなく、現実の判断の問題は合理性の限界に起因しているということである (Hodgson, 1988)。経済主体は合理性の限界を有しているので、情報が完全に提供されたとしても、最適かつ迅速な判断を行い、自己利益を最大化することは通常困難である。また、同じ情報でも、経済主体によって異なった情報として認知されることは常態である<sup>9</sup>。認知は、認知・思考システムと文脈 (状況・環境) などによって規定される。それゆえ、判断の問題を考える際は、情報処理能力の限界に焦点を当てるだけでなく、認知・思考システムにも焦点を当てる必要がある。なぜならどのような情報を選択し、どのように情報を解釈し判断するかは、認知・思考システムを通して行われるからである。さらに、仮に同じ認知・思考システムを持っていたとしても、文脈が異なれば解釈や判断は異なってくる。経済主体の合理性の仮定からは、経済主体が最適かつ迅速な判断ができないという考え、情報が必ずしも判断に関わる不確実性を縮減しないという考え、そして経済主体の解釈や判断が多様であるという考えなどは、現れてこないのである。

また、われわれ経済主体の目的や選好あるいは認知・思考システムは、社会的・制度的に形成された言語、知識、概念、観念、そして慣習などを

反映している。経済主体の目的や選好あるいは認知・思考システムは、所与のものではなく、相互作用を通じて緩やかに社会経済と結びついており、社会的・制度的に形成されていくものである。実際に、経済主体の判断は、社会的・制度的に形成される認知・思考システムを通して行われるのである。しかしながら、合理性および方法論的個人主義の考えは、経済主体の目的や選好あるいは認知・思考システムが社会的・制度的に形成されていくという考えを許容しないのである<sup>10</sup>。

さらに実際に、個人は、他の個人や集団から影響を受けるのである。方法論的個人主義の考えは、個人を所与の存在とみなし、社会的模倣や集団での判断を否定する。そのため、われわれの社会的模倣行動や集団での判断は、方法論的個人主義では説明できないのである。また、方法論的個人主義では、相互作用が働く関係を議論できない。つまり、方法論的個人主義の考えは、経済主体の判断や行動が制度や社会によって影響を受けると同時に、経済主体の判断や行動が制度や社会に影響を与えるという相互作用性<sup>11</sup>を考察の対象に入れることを拒否するのである。実際に、経済主体の判断と行動は、他の個人・集団および制度・社会によって影響を受けるものである。

以上のように、現実の経済主体は、合理的な経済人とは異質な経済主体である。この現実の経済主体は、認知・思考能力および情報処理能力に限界がある限定合理的な主体であり、そのため、自らの認知・思考システムなどに基づいて判断や行動をする主体である（栗濱，2011）。つまり、現実の経済主体は、サイモンが提唱した満足化原理（satisficing principle）に基づき、かつカーネマンとトヴェルスキーらが指摘したヒューリスティック（heuristic：経験則や単純化の方略など）などを用いて判断を行う限定合理的な経済主体と捉えることができるのである<sup>12</sup>。したがって、監査人も人間である以上、われわれは、監査人を限定合理的な経済主体と捉えて、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を研究する必要がある。

### 3.3 二重過程理論

限定合理的な人間の認知・思考システムは、二重過程理論（dual-process theory）（または二重プロセスシステム）で捉えることができる。つまり、人間の脳の中は、異なる2つのシステム（システム1とシステム2、またはタイプ1とタイプ2など）に区分できるのである（Stanovich and West, 2000; Kahneman, 2003, 2012; Bazerman and Moor, 2009; Stanovich, 2011; Stanovich and Toplak, 2012; Evans and Stanovich, 2013など）<sup>13</sup>。そこでここでは、限定合理的な経済主体の特性を明らかにするために、二重過程理論（システム1とシステム2、またはタイプ1とタイプ2など）の考えを見ていく。この二重過程理論の特徴は、右の図表2および図表3で示すことができる。なお、システム1とタイプ1、そしてシステム2とタイプ2は、表記は異なるが基本的に類似した内容である。

右の図表2および図表3から、システム1（またはタイプ1）の特徴は、直感的、スピードが速い、自律的、自動的、努力が不要、無意識的、感情的、衝動的、個人差が少ない、そして進化的に古いなどである。このシステム1は、われわれが目覚めているときには常にオンの状態になっており、ヒューリスティックを用いて自動的に素早く判断を行い、同時並行で複数の作業（マルチタスク）などをこなすことができるのである。また、無意識で努力や注意などを要しないため、認知的リソースの消費は少なくてすむ。

他方、右の図表2および図表3から、システム2（またはタイプ2）の特徴は、推論、スピードが遅い、セルフコントロール（自制）、努力を要する、注意を要する、意識的、論理的、熟考的（内省的）、分析的、個人差が大きい、そして進化的に新しいなどである。このシステム2は、通常は低いレベルのモードで動いているので意識的に実行する必要がある、セルフコントロール、努力、そして注意を要し、判断には時間がかかり、一時に1つの作業（シングルタスク）しかこなすことができないのである。

監査の失敗と監査判断のミスの原因

	知覚	直感 システム1	推論 システム2
過程	速い 並列的 自動的 努力を要しない 連想的 学習速度は遅い 感情的		遅い 逐次的 制御的 努力を要する ルール支配的 柔軟 中立的
内容	知覚表象 現在の刺激 刺激依存	概念表象 過去, 現在, 未来 言語によって想起可能	

図表 2 2つの認知システムにおける過程と内容

(出所) Kahneman (2003), p. 698.

タイプ1 過程 (直感的)	タイプ2 過程 (熟考的)
定義的特徴	
ワーキングメモリー不要 自律性	ワーキングメモリー必要 認知的分離：心的シミュレーション
典型的関連項目	
速い 高容量 並列的 無意識的 バイアスがある反応 文脈的 自動的 経験則的意思決定 認知能力と独立	遅い 容量に限界 逐次的 意識的 規範的反応 抽象的 制御的 帰結主義的意思決定 認知能力と相関
システム1 (古いころ)	システム2 (新しいころ)
進化的に古い 動物の認知に類似 暗黙的知識 基本的感情	進化的に新しい 人類独自 明示的知識 複雑な感情

図表 3 二重過程理論の一般的な特性

(出所) Evans and Stanovich (2013), p. 225.

また、熟考のかつ規則に基づくプロセスであり、認知的リソースを多く消費する。さらに、このシステム2は、計算能力などに関するアルゴリズム的思考 (algorithmic mind) とそれらの実行を監視する熟考的 (内省的) 思考 (reflective mind) で構成される。この熟考的思考は、合理的であろうとする思考や態度を反映したものである。

実際に、われわれの大半の意思決定は、システム1によって行われている。システム1はおおむね適切な判断ができるので、大抵の状況においてはシステム1で十分に事が足りる。さらに、専門的な経験・訓練を長年積むことによって、システム1の判断に問題が生じることはより少なくなる。

しかしながら、システム1は、間違いも犯し、バイアスのかかった判断も生じさせる。それゆえ、重要な判断に関しては、システム2を十分に起動させる必要がある。このシステム2の仕事は、システム1の感情・衝動などを抑制し、セルフコントロールすることである。このシステム2によって、われわれは、タスクを設定する、ルールに従う、入念なチェックや探索をする、評価対象を多面的に分析する、そして複数の選択肢から熟考して選ぶことなどができるのである。これらによって、われわれは、より適切な判断を行うことが可能となる。つまり、システム1とシステム2は、基本的に連携しながら機能しているのである。システム2は、システム1が下した判断や行動を評価して、それを受け入れたり、逆にそれを修正したり却下したりする役割があるのである。

ところが、システム2は怠け者の性格を備えているため、しばしばシステム1の判断や行動を無批判に受け入れ、それを修正することができない。つまり、システム1がバイアスのかかった判断を行い、システム2がそれを修正することに失敗してしまうのである。それによって、われわれは、判断ミスや行動の誤りという事態に直面してしまうのである。したがって、われわれ人間の判断や行動の背後にシステム1が存在している以

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

上、われわれは判断ミスや行動の誤りから逃れることができないのである。

以上のように、監査人も限定合理的な経済主体であるため、監査人の認知・思考システムも二重過程理論で捉えて監査研究を行う必要があるということが理解できるのである。つまり、この捉え方によって、なぜ監査判断のミスが生じるのか、すなわち監査判断のミスの原因をより深く理解することができるのである。

### 4. 監査人の判断ミスの原因

監査人が行う監査判断<sup>14</sup>は、財務諸表監査を実施する上で必要不可欠である。この監査判断は、監査上の重要性、監査手続の選択、実施時期、試査の範囲の決定、十分かつ適切な監査証拠の収集・評価、そして監査意見の形成などに常に付きまとうものである。つまり、監査判断は、財務諸表監査の実施プロセスの重要な局面において常に行われるのである。それゆえ、望ましい財務諸表監査を実施する上で、適切な監査判断は必要不可欠である。他方、監査判断のミスは、監査人の判断が望ましいものにならないという監査の失敗に結びつく。さらに、監査判断のミスは、監査人の結論（監査意見）に影響を及ぼし、ひいては狭義の監査の失敗となり、監査人の責任が追及されることになる。そのため、監査人が監査判断を適切に行うかどうかによって、監査の品質すなわち財務諸表監査の成否が左右されるといっても過言ではない。監査判断のミスは、監査の有効性と効率性、すなわち監査の品質に影響を及ぼすものである。

そこで本節では、これまでの議論を踏まえて、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を理論的に考察していく。

#### 4.1 監査人個人と認知バイアス（システム1）

監査人も限定合理的な経済主体であるため、二重過程理論におけるシステム1から生じるバイアスから逃れることができない。システム1において使用されるヒューリスティックは、早い時間で判断を行うことを可能とするが、それを用いることによってバイアスのかかった判断を下してしまう可能性がある。つまり、システム1が用いるヒューリスティックからしばしば認知バイアスによる判断ミスが生じるのである（Tversky and Kahneman, 1974; Kahneman et al., 1982; Kahneman, 2003, 2011; Thaler and Sunstein, 2008; Bazerman and Moore, 2009; Kahneman et al., 2011 など）。したがって、認知バイアスは、監査判断のミスを生じさせ、監査の失敗を引き起こすものである。

実際に、監査研究などにおいて、監査判断のミスの原因となる認知バイアスは、いくつか指摘されてきた（Butler, 1986; Smith and Kida, 1991; Ashton and Ashton, 1995; Bazerman et al., 2002; Bazerman and Wartkins, 2004; Bell et al., 2005; Nelson and Tan, 2005; Bonner, 2008; Hurr, 2010; Glover et al., 2011; KPMG et al., 2012; PCAOB, 2012; Glover and Prawitt, 2013; 栗濱, 2011 など）。

そこで以下では、監査人個人が陥る主な認知バイアスを理論的に考察していく<sup>15</sup>。それによって、監査人の判断ミスの原因を理解することができるのである。

##### 1) 利用可能性バイアス（availability bias）

これは、判断に際して、無意識に、思い出しやすい情報（想起の容易性）および記憶から思い浮かびやすい情報（検索の容易性）を、より重要であるまたはより関連性があると捉えて判断を下してしまうことである。このバイアスによって、実際に重要でないまたは関連性がない情報に基づいて判断を下してしまうのである。たとえば、監査人



## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

は、無意識に、最も利用しやすい情報や結論または過去に用いたやり方などを関連性がない現在の監査に適用したり、他のクライアントで得られた情報や結論などを当該クライアントの監査に適用したりしてしまうのである。

### 2) 確証バイアス (confirmation bias)

これは、無意識に自分の信念や考えなどを支持する情報だけを集め、反証する情報を無視して判断を下してしまうことである。このバイアスによって、自分の信念や考えなどを支持する証拠だけにに基づいて判断を下してしまうのである。まさに、人間は見たいものしか見ない、見たくないものは見ないのである。たとえば、監査人は、無意識に、異常点や見積りなどに関して経営者の説明と整合性のある証拠だけを探し反証する証拠を無視したり、立証において経営者のアサーションを裏づける証拠だけを探し反証する証拠を無視したりしてしまうのである。なお、このバイアスは、自信過剰バイアスなどに関連がある。

### 3) 自信過剰バイアス (overconfidence bias)

これは、自らの知識、能力、判断に対して、明確な根拠がないにもかかわらず、無意識に過剰な自信を持ってしまうことである。このバイアスによって、自分の回答などの正確性に自信を持ち、他の選択肢や新たな証拠を考慮せずに判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、無意識に、自分の知識、能力、判断は正しいと過信することによって、他の監査手続の選択肢を検討しなかったり、新たな監査証拠を入手しようとしなかったり（不完全な監査証拠の探索）、自ら下した評価や結論を過信したりしてしまうのである<sup>16</sup>。なお、このバイアスは、確証バイアスや楽観主義バイアスなどに関連がある。

#### 4) 楽観主義バイアス (optimism bias)

これは、何か異常な事態が起こるかも知れないと判断するよりも、無意識に何も起こらないと楽観的に明るい面だけに注目してしまうことである。このバイアスによって、現実的かつ客観的な評価を行うことができず、問題点などに注目せずに非現実的で楽観的な判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、無意識に、クライアントが不正を働いている可能性について過度に楽観的に考えたり、監査計画の遂行に必要な監査資源を過小評価しその遂行の容易さを過大評価したり（計画の錯誤）、重要な虚偽表示リスクを過小評価したりしてしまうのである。なお、このバイアスは、自信過剰バイアスなどに関連がある。

#### 5) アンカリングバイアス (anchoring bias)

これは、何らかの値を起点（アンカー）に調整を加えるが、無意識にアンカーからあまり離れることなく判断を下してしまうことである。また、全く無関係な値もアンカーになり、そのアンカーが判断に影響を与えてしまうこともある。このバイアスによって、アンカーに十分な調整を加えず、不十分な調整のまま判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、無意識に、クライアントから提供された未監査の数値をアンカーに勘定残高や見積りなどを評価したり、有用でない許容可能なリスクをアンカーにリスク判断をしたりしてしまうのである。なお、このバイアスは、確証バイアスなどに関連がある。

#### 6) 代表性バイアス (representativeness bias)

これは、何かを判断する際に、無意識に自分が持っている固定観念やイメージにどれぐらい似ているか（類似性があるか）に基づいて、または代表的・典型的と思われる事柄などに基づいて判断を下してし

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

まうことである。このバイアスによって、情報が不足している時や、より適切な情報が利用可能である時でも、類似的または代表的・典型的な情報のほうに基づいて判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、無意識に、サンプリングを行う際にサンプルサイズを軽視または無視したり、リスク評価する際に基準率を軽視または無視したり、固定観念に基づいて重要な虚偽表示リスクを評価してしまうのである。

### 7) 利己的（自己奉仕）バイアス（self-serving bias）

これは、客観的で公平な判断をするように求められた時でも、無意識に自己に都合の良い判断を下してしまうことである。このバイアスによって、客観的で公平な判断ではなく、自己利益にしたがって偏った判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、無意識に、最優先の監査受益者である社会の人々よりも、自己にとってないしは監査報酬を直接支払うクライアント（経営者）にとって都合の良い判断を下してしまうのである。つまり、自己利益を最大化したいという動機、またはクライアントを満足させようとする動機などがあれば、監査人は判断を偏向してしまうのである。このバイアスは、監査人の判断の独立性（精神的独立性）に負の影響を与えるのである。

### 8) 感情バイアス（affect bias / emotional bias）

これは、無意識にポジティブまたはネガティブな（たとえば、好き嫌いなど）感情に基づいて判断を下してしまうことである。このバイアスによって、論理的な思考や分析を経ずに、好き嫌いなどの感情的な反応に基づいて判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、クライアントに対して良い感情を抱いている場合には、クライアントから提供された情報を、無意識に良い情報とみなして評価してし

まうのである。また、監査人が、クライアントの経営者に対して良い感情を抱いている場合には、無意識に経営者の説明を鵜呑みにしてしまうのである。

#### 9) 正常性バイアス (normalcy bias)

これは、異常事態や異常を示す情報などが存在していても、無意識に正常範囲内であると認識しようとしてしまうことである。このバイアスによって、せっかく存在している異常事態などを過小評価または無視したりして、正常であると判断を下してしまうのである。たとえば、監査人は、異常な取引や勘定、さらに不正の兆候を示す情報が存在していても、無意識に、不正による重要な虚偽表示リスク（不正リスク）を過小評価してしまうのである。

#### 10) ハロー効果 (halo effect)

これは、ある対象が良いまたは悪い印象や特徴などを持っているとき、それらに引きずられて他の部分および細部の評価が歪められてしまうことである。このバイアスによって、ある対象が持っている印象や特徴に引きずられて、判断が歪められてしまうのである。たとえば、クライアントが有名な会社の場合、監査人は、その有名さに引きずられて、無意識に経営者は誠実で有能であり、当該コーポレート・ガバナンスも内部統制も有効であるとみなし、その下で作成される財務諸表には重要な虚偽表示はないであろうとみなして判断を下してしまうのである。

以上の認知バイアスによって、監査人の判断は影響を受けるのである<sup>17</sup>。つまり、認知バイアスは、監査判断のミスを生じさせ、監査の失敗を引き起こすものである。ただし、実験において、監査人は、被験者

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

となる素人に比べて認知バイアスの影響を受けにくいという報告がある (Smith and Kida, 1991; Bonner, 2008 など)。しかしながら、監査人も人間である以上、認知バイアスから逃れることはできない。また、実際の監査現場と実験室とは状況は異なる。最近の狭義の監査の失敗事例や監査の不備事例などからも、監査人は認知バイアスの影響を受けていることが理解できるのである。

したがって、監査人は、まず監査判断のミスの原因となる上述の認知バイアスの存在を知ることが必要である。認知バイアスへの対策は、まず監査人がどのような認知バイアスに陥るのかなどを知ることによって可能となる。つまり、監査人は、これらの認知バイアスの存在を知りこれらに気づくことによって始めて、自身が陥る認知バイアスを軽減することができるのである。もし監査人が認知バイアスの存在を知らないままであれば、監査判断のミスは生じやすくなり、監査の失敗が引き起こされてしまうのである。

### 4.2 監査人個人とシステム 2 の機能に影響を及ぼす要因

上述のように、システム 1 が用いるヒューリスティックから認知バイアスによる判断ミスが生じる。それゆえ、重要な判断に関しては、システム 2 を十分に起動させる必要がある。このシステム 2 の役割は、システム 1 の感情・衝動などを抑制することで、システム 1 が下した判断を評価して、それを受け入れたり、逆にそれを修正したり却下したりすることである。システム 2 がうまく機能すれば、システム 1 から生じる認知バイアスによる判断ミスは修正され、より適切な判断を下すことができるのである。つまり、システム 2 は、セルフコントロールの任務を担っているのである。

しかしながら、努力や注意などを必要とするシステム 2 は怠け者であるため、しばしばシステム 1 の判断を無批判に受け入れ、それを修正するこ

とができない。つまり、システム1がバイアスのかかった判断をし、システム2がそれを修正することに失敗して、判断ミスが露呈してしまうのである。システム1のバイアス判断に対してシステム2がうまく機能しなければ、監査人の判断ミスが生じ、監査の失敗が起こってしまうのである。

これまでの監査研究では、システム1の認知バイアスによる監査判断のミスに関していくつか指摘されてきたが、このシステム2による監査判断のミスに関してはほとんど指摘されていないのが現状である。

そこで以下では、システム2の機能に影響を及ぼす内的要因および外的要因を理論的に考察していく<sup>18</sup>。それによって、監査人が陥る監査判断のミスの原因をより深く理解することができるのである。

#### 1) 内的要因——内部環境：人間の内的特性——<sup>19</sup>

上述したように、システム1の感情・衝動などを抑制するシステム2をうまく働かせるためには努力や注意が必要となるが、それらは有限である。努力や注意には限界があるがゆえに、システム2がうまく働かないことがある。

この努力には特性があり、それによって限界が生じるのである。この特性は、①リソースの限界—努力の量には限界があること—、②選択性・方向性—何に努力を向けるのかの選択を行い正しい方向に努力すること、他方、選択時に過ちを犯し間違った方向に努力すること—、③持続性—同一水準で持続できないので、努力が続かないこと—などである。さらに、人間は、ある目標やタスクを達成するのに複数の方法がある場合、最終的に最も少ない努力（コスト）ですむ方法を選択する（最小努力の法則）のである。つまり、人間は、努力を最小化して、できるだけ熟考などの面倒なことを避ける傾向にある。この努力の特性から生じる限界・最小努力の法則（努力の限界）によって、システム2がうまく働かなく判断ミスが生じるのである。たとえば、監

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

査人は、ある監査要点を立証するのに複数の方法がある場合、できるだけ面倒な監査手続を実施せずすまそうとしてしまうのである。それによって、監査要点を適切に立証できなくなってしまうのである。

また、注意にも特性があり、それによって限界が生じるのである。この特性は、①リソースの限界—あることに注意を注ぐと他のことが不注意になること—、②選択性・方向性—何に注意を向けるのかの選択を行いそれに注意を向けること、他方、選択時に過ちを犯し無関係なこと（間違った方向）に注意を向けてしまうこと—、③気づきの限界—有用で重要な情報などが注意の枠外に置かれ、それらに気づくことができず注意が向けられないこと—、④持続性—同一水準で持続ができないので、注意がそれること—などである。この注意の特性から生じる限界（注意の限界）によって、システム2がうまく働かなく判断ミスが生じるのである。このように、注意には限界があるがゆえに、十分に注意しろと言われても不注意になってしまうのが人間である。たとえば、注意の限界によって、監査人が正当な注意および職業的懐疑心を十分に発揮できないことは起こりうるのである。逆に、どこで不正が起こりやすいのかなどの正しい知識があれば、その部分に適切に注意を向けることが可能となる。正当な注意および職業的懐疑心の研究は、この注意の限界を踏まえて行う必要がある。

このような努力と注意を必要とするセルフコントロールの任務を担うのが、システム2である。システム2の仕事は、感情・衝動などをコントロールすることである。この感情・衝動などをコントロールするためには、意志力（willpower）が必要であり、セルフコントロールを発揮する必要がある。しかしながら、セルフコントロールを発揮し続けると、意志力が低下し、感情・衝動などをコントロールすることができなくなる恐れがある。それにより、われわれは、誘惑に負ける可能性が高くなる。また、われわれのセルフコントロールは、時間

の経過とともに低下し、さらにシステム2に認知的負荷を強いる活動によっても低下してしまうのである。このセルフコントロールの低下は、認知的負荷だけが原因ではなく、心配し過ぎ、不安、過度な緊張、睡眠不足、そして疲労（一時的疲労および慢性的疲労）などの原因からも生じるものである。さらに、セルフコントロールが著しく低下し意志力が著しく低下すると、自我消耗（ego depletion）が生じる。この自我消耗が起こると、感情・衝動などをコントロールすることができなくなってしまう。そして、この自我消耗に陥ると、モチベーションも低下し、さらに注意や努力もしたくなくなってしまうのである。したがって、このようなセルフコントロール・意志力の限界によって、システム2がうまく働かなく判断ミスが生じるのである。たとえば、疲労などによって監査人のセルフコントロールが低下すると、バイアスのかかった判断は修正されず、監査判断のミスが引き起こされてしまうのである。

さらに、より適切な判断を下す上で、熟考した倫理的判断が必要となることがある。この倫理的判断とは、どのような判断であれ、自己利益や特定の相手の利益ではなく、社会の人々の利益（公共の利益）を優先させることである。しかしながら、われわれ人間の倫理は希少な資源である。それゆえ、われわれは、社会の人々の利益のためではなく、自己利益の最大化や特定の相手の利益のために判断を下してしまうことがある。また、人間は良い判断（倫理的判断）などをすると、その後本来の目的を忘れて、悪い判断（非倫理的判断）などをしてしまう傾向（モラル・ライセンシング：moral licensing）にある。その上、人間は一度小さな非倫理的判断を行うと、滑りやすい坂（slippery slope）によって、徐々により大きな非倫理的判断に向かってしまう傾向にある。まさに、この倫理の限界によって、システム2がうまく働かなく判断ミスが生じるのである。たとえば、監査人は社



## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

会の人々に対して信任義務 (fiduciary duties) を負っている (栗濱, 2011; Kurihama, 2016)。そのため、監査人は、自己の利益はもちろんのこと、クライアントの利益よりも、社会の人々の利益を優先させて監査判断を行わなければならない。しかしながら、監査人は、社会の人々の利益よりも、自己利益やクライアントの利益を優先させて監査判断を下してしまうことがある。

このように、内部要因である努力の限界、注意の限界、セルフコントロール・意志力の限界、そして倫理の限界などは、システム2の機能に負の影響を与える要因である。監査判断のミスを研究する上で、われわれは、これらの内的要因を十分に理解する必要がある。

### 2) 外的要因——外部環境：誘発する環境特性——

判断ミスや行動の誤りの原因を明らかにするためには、上述の人間の内的特性 (内的要因) だけではなく、判断ミスや行動の誤りを誘発する環境特性 (外的要因) も考察する必要がある。判断ミスや行動の誤りは、上述の人間の内的特性とその人間を取り巻く環境によって、結果として誘発されるものである。したがって、判断ミスや行動の誤りを犯した当事者のみに原因を帰属させるのではなく、それを誘発する外的要因も十分に検討しなければならない。

この外的要因とは、システム2をうまく働かせなくする環境、すなわちシステム2の機能に負の影響を与える環境のことである。この外的要因には、①外的ストレス、②長時間労働、③時間プレッシャー、④目標達成プレッシャー、⑤精神的に集中を要するタスク、⑥複雑なタスク、⑦複数のタスク (マルチタスク)、そして⑧集団での判断などの環境が含まれる。①の外的ストレスは、ストレスを引き起こす原因である仕事の内容、プレッシャー、そして人間関係などのことである。②の長時間労働は、それによって一時的疲労だけではなく、慢性

疲労をも誘発するものである。③の時間プレッシャーは、熟考などに要する時間に制約を課し、時間に追われた判断を強いるものである。④の目標達成プレッシャーは、目標の達成を過度に重視し、そのみに主眼を置いた判断を強いるものである。⑤の精神的に集中を要するタスクは、持続的な注意や努力などを要求するタスクのことである。⑥の複雑なタスクは、注意や努力を必要とする認知的負荷を強いる複雑で困難なタスクのことである。⑦の複数のタスク（マルチタスク）は、複数の目標に取り組まなければならないタスクのことである。⑧の集団での判断に関しては、4.3で後述する。

これらの外的要因によって、努力の低下、注意力の低下、セルフコントロールの低下、意志力の低下、そして倫理観の低下などが生じ、システム2がうまく働かなく判断ミスが生じるのである。つまり、これらの外的要因は、判断ミスを誘発するものである。たとえば、これまでの監査研究においても、監査時間のプレッシャーは、監査判断のミスを誘発する要因とされている。また、近年の企業規模の拡大、企業のグローバル化、会計取引の複雑性、会計の基準の複雑性などによって監査環境はますます複雑化しており、このような複雑なタスクによって監査判断のミスが誘発されるケースも散見される。

このように、外的ストレス、長時間労働、時間プレッシャー、目標達成プレッシャー、精神的に集中を要するタスク、複雑なタスク、複数のタスク（マルチタスク）、そして集団での判断などの外的要因は、上述の内的要因を誘発し、結果的にシステム2の機能に負の影響を与える要因である。つまり、これらの外的要因は、監査判断の質の低下を招くものである。監査の失敗と監査判断のミスを研究する上で、われわれは、これらの外的要因も十分に理解する必要がある。

以上のように、システム2に起因する判断ミスの原因を明らかにするた

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

めには、上述の人間の内的特性（内的要因）と同時に、判断ミスを誘発する環境特性（外的要因）も考察する必要がある。なぜなら、上述の内的要因と外的要因によってシステム2がうまく働かなくなり、システム1によるバイアスのかかった判断は修正されず、判断ミスが生じてしまうからである。

したがって、監査人は、まずシステム1のバイアス判断を修正するシステム2の機能に負の影響を与える内的要因と外的要因の存在を知ることが必要である。このシステム2の機能不全への対策は、まずどのような要因がシステム2の機能に負の影響を与えるのかを知ることによって可能となる。つまり、監査人は、これらの要因の影響を知りこれらに気づくことによってはじめて、自身が被る内的要因・外的要因の影響を小さくすることができるのである。もし監査人がこれらの要因の存在を知らないままでいるなら、バイアスのかかった判断は修正されず監査判断のミスは生じやすくなり、監査の失敗が引き起こされてしまうのである。

### 4.3 監査チームと集団判断のバイアス

われわれ人間は、方法論的個人主義のように振る舞うことができないため、集団（組織）でより良い判断を求める。集団での判断は、個人の判断よりも優れていると考えられている。たとえば、集団での判断は、決定事項に対するメリットとデメリットをより客観的に判断することができ、また多様な意見を出し合うことによって偏った判断に陥るのを防ぐことなどができるとされる。監査判断も、個々の監査人だけではなく、監査チームなどの集団（組織）でも行われるものである。

しかしながら、実際は、集団での判断にも問題が存在している。この問題は、個人の判断に比べて時間やコストがかかるだけではなく、集団での判断特有のバイアスも抱えているということである。この集団判断のバイアスは、集団での判断にミスを生じさせるものである。それゆえ、監査

判断のミスは、個々の監査人だけではなく、監査チームなどの集団にも関わってくるのである（Glover et al., 2011; KPMG et al., 2012; Glover and Prawitt, 2013など）<sup>20</sup>。

そこで以下では、集団である監査チームが陥る主なバイアスに関して理論的に考察していく<sup>21</sup>。それによって、監査人個人だけではなく、監査チームによる監査判断のミスの原因を理解することができるのである。

### 1) 集団規範（group norms）

これは、集団内のメンバーが共有する判断および行動の規則、基準、準拠枠などのことである。この集団規範には、明示的なものだけではなく暗黙的なものも存在する。一度集団規範が成立すると、個人の判断や行動などは影響を受け、集団規範に沿った判断や行動をするようになってしまうのである。さらに、集団規範から逸脱した判断や行動をするメンバーに対して、集団規範に沿うように圧力をかけるのである。とりわけ、集団凝集性が高い集団では、集団規範による影響は強くなる。たとえば、監査チーム内でクライアントを満足させようとする集団規範が成立すると、メンバーは、その規範に沿った判断や行動をしなければならず、反対意見が言えない状況に陥ってしまうのである。それにより、監査チームぐるみ、ひいては監査法人ぐるみの監査の失敗が生じてしまうのである。

### 2) 同調圧力（conformity pressure）

これは、集団内の他のメンバーが多数派のメンバーの判断や意見に同調しなければならぬような圧力が働くことである。問題は、多数派の判断や意見が不適切であるにもかかわらず、個人の判断や意見が多数派の不適切な判断や意見に同調してしまうことである。この個人の判断や意見に作用する社会的影響には、情報的影響（informational

influence) と規範的影響 (normative influence) がある。前者は、他者から得た情報を妥当な証拠として受け入れることから生じる内面的な同調である。後者は、他者の反応や期待に配慮して生じる外面的な同調 (追従) で、正しくないと思いながらも表面上だけで同調するものである。たとえば、監査チームの多くのメンバーが下した不適切な監査判断に対して、残りのメンバーは、その判断が間違っていると思いつつも何も指摘せずに同調してしまうのである。

### 3) 権威への服従 (obedience to authority)

これは、自分の意思などに反した内容であっても、権威者による命令および要請などに服従してしまうことである。この他者を服従させる力のことを社会的勢力 (social power) という。この社会的勢力には、報酬勢力 (reward power), 強制勢力 (coercive power), 正当勢力 (legitimate power), 参照勢力 (referent power), そして専門勢力 (expert power) の5種類がある<sup>22</sup>。われわれは、たとえば、権威者から罰が与えられる恐怖などによって服従してしまうのである。また、われわれは、自分の行為を権威者の責任へ転嫁することによって服従してしまうのである。たとえば、監査チームの主査または補助者は、評価や罰などを与える権力を持っている監査チームの責任者の見解が自分の見解に反した内容であっても、その責任者の見解に従ってしまうのである。

### 4) 集団思考 (groupthink)

これは、代替案を十分に検討するよりも、集団のメンバーが全会一致することに高い価値を置くことによって、現実的な検証や倫理的判断ができなくなってしまい、結果として不合理で危険な判断を下してしまうことである。とりわけ、この傾向は集団凝集性が高く、反対意

見が言えない集団において顕著である。この集団思考（集団浅慮）が生じる兆候として、①不敗神話を持つ、②決定の正当化を過度に志向する、③集団固有の道徳を無批判に受け入れる、④敵を悪人とか弱者であるかのように紋切型で捉える、⑤反対者に対して直接圧力をかける、⑥全会一致から逸脱していないか自己検閲を行う、⑦全会一致の幻想がある、そして⑧集団決定に反する情報から集団を守ろうとする人が現れるという8つが挙げられている。たとえば、監査チームの結束力を壊すまいとして（対立回避）、個々のメンバーは、チームが下した不適切な結論に対して批判や異論をするのをためらったりしてしまうのである。

#### 5) 認知バイアスの増長・強化 (the escalation and reinforcement of cognitive bias)

これは、上述4.1で考察した個人が陥る認知バイアスが集団での判断においても生じるということである。さらに、上述4.1の認知バイアスは、集団での判断では正されるどころか、集団によってかえって認知バイアスが増長・強化されてしまうのである。この増長・強化は、上述の集団規範、同調圧力、権威への服従、そして集団思考などによって、個人の独自の判断や意見を示すことができなくなってしまうことから生じる。また、この増長・強化は、自分のバイアスのかかった判断が他のメンバーの判断と同じであった場合、そのバイアスのかかった判断に自信を持ってしまい、是正するどころかその判断を推し進めてしまうことから生じる。たとえば、監査チームのあるメンバーが確証バイアスまたは自信過剰バイアスなどにかかった監査判断をした場合、他のメンバーは、それを是正するどころかその判断に同調や服従などをして、そのバイアスのかかった監査判断をより一層増長・強化してしまうのである。

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

以上のバイアスによって、集団での判断は影響を受けるのである<sup>23</sup>。つまり、これらのバイアスは、監査判断のミスを生じさせ、監査の失敗を引き起こすものである。最近の狭義の監査の失敗事例や監査の不備事例などからも、監査チームはこれらのバイアスの影響を受けているということが理解できるのである。

したがって、監査チームは、監査判断のミスの原因となる上述のバイアスを知ることが必要である。集団判断のバイアスへの対策は、まず監査チームがどのようなバイアスに陥るのかなどを知ることによって可能となる。つまり、監査チームは、これらのバイアスの存在を知りこれらに気づくことによってはじめて、自身が陥る集団判断のバイアスを軽減することができるのである。もし監査チームがこれらのバイアスの存在を知らなままであるなら、バイアス判断は修正されず監査判断のミスは生じやすくなり、監査の失敗が引き起こされてしまうのである。

## 5. おわりに

監査の失敗⇒監査への不信⇒証券市場および株式会社への不信⇒社会の不安定性という負の連鎖を断ち切るために、そして財務諸表監査に対する社会の人々の信頼に応えるために、監査の失敗を研究することは社会的に意義があることである。この監査の失敗は、つまるところ監査人の人的要因に起因する失敗（ヒューマンエラー）、とりわけ監査人の判断ミスに帰するのである。それゆえ、監査判断のミスの原因を究明することは、監査研究において喫緊の課題である。

そこでまず、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を考察する上で、監査の失敗を広義に捉えることが必要不可欠であることを明らかにした。それによって、われわれは、なぜ監査判断のミスが生じるのか、どのような原因によって監査の失敗が生じるのかなどを明らかにすることがで

きるのである。

次に、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を考察する上で、監査人像を合理的な経済人ではなく限定合理的な経済主体と捉えることが必要不可欠であることを明らかにした。それによって、われわれは、監査人の認知・思考システムを二重過程理論（システム1とシステム2）で捉えることができ、その下で監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を究明することができるのである。

これらの議論を踏まえて、まず、監査人個人における監査判断のミスの原因を明らかにするために、システム1に起因する主な認知バイアスを理論的に考察した。この主な認知バイアスは、利用可能性バイアス、確証バイアス、自信過剰バイアス、楽観主義バイアス、アンカリングバイアス、代表性バイアス、利己的バイアス、感情バイアス、正常性バイアス、そしてハロー効果などである。これらの主な認知バイアスは、監査判断のミスを生じさせ、監査の失敗を引き起こすものである。それゆえ、監査人個人は、自身が陥る認知バイアスに気づくために、まずこれらの認知バイアスの存在を知る必要がある。

また、上述のシステム1のバイアスのかかった判断に対してシステム2がうまく働けば、このバイアス判断は軽減されるが、システム2がうまく働かなければ、このバイアスは修正されず、監査判断のミスが生じてしまうのである。このシステム2に起因する監査判断のミスの原因を明らかにするために、人間の内的特性（内的要因）と監査判断のミスを誘発する環境特性（外的要因）のそれぞれを理論的に考察した。この内的要因は、努力の限界、注意の限界、セルフコントロール・意志力の限界、そして倫理の限界などである。他方、外的要因は、外的ストレス、長時間労働、時間プレッシャー、目標達成プレッシャー、精神的に集中を要するタスク、複雑なタスク、複数のタスク（マルチタスク）、そして集団での判断などである。システム2の機能に負の影響を与える内的要因と外的要因は、監査



## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

判断のミスを生じさせ、監査の失敗を引き起こすものである。それゆえ、監査人個人は、このような内的要因と外的要因に気づくために、まずこれらの要因の存在を知る必要がある。

さらに、監査判断は、個々の監査人だけではなく、監査チームなどの集団（組織）でも行われるため、監査判断のミスは監査チームなどの集団も関わってくる。そのため、この監査チームの監査判断のミスの原因を明らかにするために、集団である監査チームが陥るバイアスを理論的に考察した。この主なバイアスは、集団規範、同調圧力、権威への服従、集団思考、そして認知バイアスの増長・強化などである。これらのバイアスは、監査判断のミスを生じさせ、監査の失敗を引き起こすものである。それゆえ、監査チームは、自身が陥る集団判断のバイアスに気づくために、まずこれらのバイアスの存在を知る必要がある。

以上のように、監査人個人および監査チームが、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を知っておくことは必要不可欠なことである。なぜなら監査判断のミスの対策は、まずどのような原因が存在するのかを知ることによって可能となるからである。監査人個人および監査チームは、自身が陥る監査判断のミスの原因を知ることによって、それらに気づくことができ、具体的な対策を講ずることができるのである。したがって、監査の失敗に結びつく監査判断のミスの原因を明らかにすることは、その原因をより深く理解することができるだけでなく、監査判断のミスの対策については監査の失敗の対策に貢献することができるのである。そして、監査の失敗と監査の品質は表裏の関係にあるため、監査判断のミスの原因を明らかにすることは、監査の品質を確保することにも貢献することができるのである。

## 注

- 1 ここでの監査の失敗と監査の不備に関する定義は、栗濱（2016）に負っている。詳しくは、栗濱（2016）を参照。
- 2 ここでの広義の監査の失敗に関する議論は、栗濱（2016）に負っている。
- 3 失敗学に関する議論は、畑村（2000, 2010）に負っている。
- 4 たとえば、デッカー（Dekker, 2007）も、責任追及が業務の質の向上に必ずしも結びつかないと指摘している。また、後知恵バイアス（hindsight bias）によって、人間のどのような判断や行動にも欠陥があるように見えてしまうため、責任追及には慎重になる必要がある。なお、監査人と法的リスクに関する議論は、栗濱（2011）を参照。
- 5 ただし、監査人の責任の有無を考えた場合には、基本的には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したかどうかによって処分が下されるであろう（Perry, 1984; 栗濱, 2011, 2016など）。そして、狭義の監査の失敗が生じた場合には、精神的独立性の欠如か、正当な注意の欠如および職業的懐疑心の欠如かによって、責任の大きさは変わってくるのである。
- 6 これらの論文の理論的背後には、効率的市場仮説およびエージェンシー理論が存在している。この効率的市場仮説の背後にもエージェンシー理論の背後にも、経済主体は合理的な経済人であるという仮定が存在している。したがって、監査人は、合理的な経済人と仮定されているのである。詳しくは、栗濱（2011）を参照。
- 7 方法論的個人主義に関する議論は、Hodgson（1988）に負っている。
- 8 たとえば、塩沢（1997a, 1997b）は、合理性の限界は計算能力・思考能力の限界を意味するとしている。また、塩沢（1997a, 1997b）は、合理性の限界以外に、視野の限界と働きかけの限界も指摘している。この視野の限界は外界の状況に関する情報収集能力一般についての限界を意味し、働きかけの限界は一定の時間内における人間の物体に対する働きかけの限界を意味するとしている。
- 9 たとえば、実験で広く知られているように、金額の大小は人間のリスク受容感覚を変えるのである。
- 10 個人は、他の個人と親睦を深めたいという社交性を持っているので、社会的・制度的に形成された言語、知識、概念、観念、そして慣習などを受け入れると考えられる（栗濱, 2011）。しかしながら、方法論的個人主義の考えは、このような考え方を許容しない。
- 11 このような相互作用、いわゆるマイクロ・マクロ・ループ、さらにマイクロ・メゾ・マクロ・ループに関しては、栗濱（2011, 2016, 2017）を参照。

## 監査の失敗と監査判断のミスの原因

- 12 詳しくは、Simon (1955, 1976, 1996), Tversky and Kahneman (1974), Kahneman et al. (1982), Kahneman (2003, 2011), Thaler and Sunstein (2008), Bazerman and Moore (2009), Kahneman et al. (2011)などを参照。
- 13 二重過程理論に関する議論は、Stanovich and West (2000), Kahneman (2003, 2011), Thaler and Sustein (2008), Bazerman and Moor (2009), Stanovich, (2011), Stanovich and Toplak (2012), Evans and Stanovich (2013)などに負っている。なお、Stanovich (2011)によると、システム1とシステム2以外にも様々な表記の仕方が存在している。そこで本稿では、Stanovich and West (2000)およびKahneman (2003)に倣いシステム1およびシステム2という表記を使用する。
- 14 たとえば、国際監査基準 (ISA) 第200号によると、監査判断 (職業専門家としての判断) とは、「ある財務諸表監査業務の状況に応じた適切な行動に関して、事情に精通した意思決定を行うに際して、監査基準、会計基準および倫理基準の枠内で、関連する訓練の成果、知識、そして経験を適用することである (para. 13 (k))」と定義される。
- 15 ここでの認知バイアスに関する議論は、Tversky and Kahneman (1974), Kahneman et al. (1982), Kahneman (2003, 2011), Thaler and Sunstein (2008), Bazerman and Moore (2009), Kahneman et al. (2011)などに負っている。また、ここでの監査研究における認知バイアスに関しては、Butler (1986), Smith and Kida (1991), Ashton and Ashton (1995), Bazerman et al. (2002), Bazerman and Wartkins (2004), Bell et al. (2005), Nelson and Tan (2005), Bonner (2008), Hurtt (2010), Glover et al. (2011), KPMG et al. (2012), PCAOB (2012), Glover and Prawitt (2013), 栗濱 (2011)などに負っている。
- 16 経験豊富な監査人は、自信過剰バイアスなどにかかる傾向にある。
- 17 これらの認知バイアス以外に、フレーミング効果 (framing effect) などの他の認知バイアスも存在する。なお、フレーミング効果を検証した監査研究は多く存在しているが、その結果に関しては必ずしも一致していないとされる。詳しくは、Bonner (2008) および福川 (2012)などを参照。
- 18 ここでの議論は、Kahneman (1973, 2003, 2011), Stanovich and West (2000), Bonner (2008), Bazerman and Moor (2009), Baumeister and Tierney (2011), Stanovich, (2011), Glover et al. (2011), McGonigal (2012), Stanovich and Toplak (2012), Evans and Stanovich (2013), 河野 (2014)などに負っている。
- 19 なお、人間の知的能力、認知能力、そして思考能力などに関しては個人間で差があるが、ここでは個人差に関しては考察しないこととする。
- 20 監査判断は、個々の監査人および監査チームだけではなく、監査法人も関

わってくるものである。監査判断は監査の品質に関わるものであるため、組織として適切な監査判断を支援する仕組みを確立する必要がある。したがって、監査法人は、監査の品質を確保するための仕組み、ひいては健全かつ適切な経営が行われるための仕組みを確立しなければならない。この監査の品質および監査法人の経営（マネジメント）・ガバナンスに関する詳しい議論は、栗濱（2017）を参照。

- 21 ここでの議論は、Asch (1955), French and Raven (1959), Milgram (1974), Janis (1982), Kahneman, et al. (2011), Glover et al. (2011), KPMG et al. (2012), Glover and Prawitt (2013), 上田 (1996), 印南 (1997), 本田 (2011) などに負っている。
- 22 報酬勢力とは報酬を与えることができる勢力、強制勢力とは罰を与えることができる勢力、正当勢力とは影響を与える正当な権利を持っている勢力、参照勢力とは好意を抱かせるなどの影響を与えることができる勢力、そして専門勢力とは特別な知識や熟練を持っている勢力のことである。詳しくは、French and Raven (1959)を参照。
- 23 これらのバイアス以外に、社会的手抜き、共通情報バイアス、集団極端化、そして内集団ひいきなどのバイアスも存在する。

## 参考文献

- AAA, Committee on Basic Auditing Concepts. 1973. *A Statement of Basic Auditing Concepts*. AAA. (青木茂男監訳. 1982. 『基礎的監査概念』国元書房.)
- Antle, R. 1982. The Auditor as an Economic Agent. *Journal of Accounting Research* 20 (2): 503-527.
- Asch, S. E. 1955. Opinions and Social Pressure. *Scientific American* 193 (5): 31-35.
- Ashton, R. H. and A. H. Ashton. 1995. *Judgment and Decision-Making Research in Accounting and Auditing*. Cambridge University Press.
- Baumeister R. F. and J. Tierney. 2011. *Willpower: Rediscovering the Greatest Human Strength*. Penguin Press. (渡会圭子訳. 2013. 『Willpower 意志力の科学』インターシフト.)
- Bazerman, M. H. and D. A. Moore. 2009. *Judgment in Managerial Decision Making*. 7th ed. John Wiley & Sons. (長瀬勝彦訳. 2011. 『行動意思決定論—バイアスの罠—』白桃書房.)

- Bazerman, M. H., G. Loewenstein, and D. A. Moore. 2002. Why Good Accountants Do Bad Audits. *Harvard Business Review* 80 (11): 92-102.
- Bazerman, M. H. and M. D. Wartkins. 2004. *Predictable Surprises: The Disasters You Should Have Seen Coming and How to Prevent Them*. Harvard Business School Press. (奥村哲史訳. 2011. 『予測できた危機をなぜ防げなかったのか? —組織・リーダーが克服すべき3つの障壁—』東洋経済新報社.)
- Beasley, M. S., J. V. Carcello, and D. R. Hermanson. 2001. Top 10 Audit Deficiencies: Lesson from fraud-related SEC cases. *Journal of Accountancy* 191 (4): 63-66.
- Beasley, M. S., J. V. Carcello, D. R. Hermanson, and T. L. Neal. 2013. *An Analysis of Alleged Auditor Deficiencies in SEC Fraud Investigation: 1998-2010*. CAQ.
- Bell, T. B., M. E. Peecher, and I. Solomon. 2005. *The 21st Century Public Company Audit: Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology*. KPMG. (鳥羽至英・秋月信二・福川裕徳監訳. 2010. 『21世紀の公開会社監査—KPMG 監査手法の概念的枠組み—』国元書房.)
- Bonner, S. E. 2008. *Judgment and Decision Making in Accounting*. Pearson Prentice-Hall. (田口聡志監訳. 2012. 『心理会計学—会計における判断と意思決定—』中央経済社.)
- Butler, S. A. 1986. Anchoring in Judgmental Evaluation of Audit Samples. *The Accounting Review* 61 (1): 101-111.
- DeAngelo, L. E. 1981. *The Auditor-Client Contractual Relationship: An Economic Analysis*. UMI Research Press.
- Dekker, S. 2007. *Just Culture: Balancing Safety and Accountability*. Ashgate Publishing Company. (志賀繁監訳. 2009. 『ヒューマンエラーは裁けるか—安全で公正な文化を築くには—』東京大学出版会.)
- Evans, J. St. B. T. and K. E. Stanovich. 2013. Dual-Process Theories of Higher Cognition: Advancing the Debate. *Perspectives on Psychological Science* 8 (3): 223-241.
- French, J. R. P. Jr. and B. Raven. 1959. The Bases of Social Power. in D. Cartwright (Eds.). *Studies in Social Power*. Institute for Social Research.
- Gaa, J. C. 1994. *The Ethical Foundations of Public Accounting*. CGA-Canada Research Foundation. (瀧田輝己訳. 2005. 『会計倫理』同文館出版.)
- Glover, S. M. and D. F. Prawitt. 2013. *Enhancing Auditor Professional Skepticism*. GPPC.

- Glover, S. M., D. F. Prawitt, and KPMG. 2011. *Elevating Professional Judgement in Auditing and Accounting: The KPMG Professional Judgment Framework*. KPMG.
- Hodgson, G. M. 1988. *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics*. Polity Press. (八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳. 1997. 『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会.)
- Hurt, R. K. 2010. Development of a Scale to Measure Professional Skepticism. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 29 (1): 149-171.
- ICAEW, Audit Quality Forum 2005. *Agency theory and the role of audit*. ICAEW.
- Janis, I. L. 1982. *Groupthink: Psychological Studies of Policy Decisions and Fiascoes*. 2nd ed. Houghton Mifflin.
- Jensen, M. C. and W. H. Meckling. 1976. Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure. *Journal of Financial Economics* 3 (4): 305-360.
- Kahneman, D. 1973. *Attention and Effort*. Prentice-Hall.
- Kahneman, D. 2003. A Perspective on Judgment and Choice: Mapping Bounded Rationality. *American Psychologist* 58 (9): 697-720.
- Kahneman, D. 2011. *Thinking, Fast and Slow*. Farrar, Straus and Giroux. (村井章子訳. 2012. 『ファスト&スロー—あなたの意思決定はどのように決まるのか?—(上)(下)』早川書房.)
- Kahneman, D., D. Lovallo, and O. Sibony. 2011. The Big Idea: Before You Make That Big Decision. *Harvard Business Review* 89 (6): 51-60.
- Kahneman, D., P. Slovic, and A. Tversky. (Eds.). 1982. *Judgment under uncertainty: Heuristics and biases*. Cambridge University Press.
- KPMG, S. M. Glover, and D. F. Prawitt. 2012. *Enhancing Board Oversight: Avoiding Judgment Traps and Biases*. COSO.
- Kurihama, R. 2016. What is the Social Relationship between Independent Auditors and Stakeholders?: Fiduciary Relationship. *Working Paper Available at Social Science Research Network (SSRN) ([https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2817212](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2817212)): 1-27*.
- Milgram, S. 1974. *Obedience to Authority: An Experimental View*. Harper and Row. (岸田秀訳. 1995. 『服従の心理—アイヒマンの実験—(改訂版)』河出書房新社.)
- Nelson, M. and H. T. Tan. 2005. Judgment and Decision Making Research

- in Auditing: A Task, Person and Interpersonal Interaction Perspective. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 24 (Supplement): 41-71.
- PCAOB. 2012. Staff Audit Practice Alert No. 10. *Maintaining and Applying Professional Skepticism in Audits*. PCAOB.
- Shannon, C. E. and W. Weaver. 1949. *The Mathematical Theory of Communication*. University of Illinois Press. (長谷川淳・井上光洋訳. 1969. 『コミュニケーションの数学的理論—情報理論の基礎—』明治図書出版.)
- Simon, H. A. 1955. A Behavioral Model of Rational Choice. *The Quarterly Journal of Economics* 69 (1): 99-118.
- Simon, H. A. 1976. *Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Processes in Administrative Organization*. 3rd ed. Free Press. (松田武彦・高柳暁・二村敏子訳. 1989. 『経営行動—経営組織における意思決定プロセスの研究—』ダイヤモンド社.)
- Simon, H. A. 1996. *The Sciences of the Artificial*. 3rd ed. The MIT Press. (稲葉元吉・吉原英樹訳. 1999. 『システムの科学(第3版)』パーソナルメディア.)
- Smith, J. F. and T. Kida. 1991. Heuristics and Biases: Expertise and Task Realism in Auditing. *Psychological Bulletin* 109 (3): 472-489.
- Stanovich, K. E. 2011. *Rationality and the Reflective Mind*. Oxford University Press.
- Stanovich, K. E. and R. F. West. 2000. Individual differences in reasoning: Implications for the rationality debate? *Behavioral and Brain Science* 23 (5): 645-665.
- Stanovich, K. E. and M. E. Toplak. 2012. Defining features versus incidental correlates of Type 1 and Type 2 processing. *Mind and Society* 11: 3-13.
- Sunder, S. 1997. *Theory of Accounting and Control*. South-Western College Publishing. (山地秀俊・鈴木一水・松本祥向・梶原晃訳. 1998. 『会計とコントロールの理論—契約理論に基づく会計学入門—』勁草書房.)
- Thaler, R. H. and C. R. Sunstein. 2008. *Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness*. Yale University Press. (遠藤真美訳. 2009. 『実践行動経済学—健康, 富, 幸福への聡明な選択—』日経BP社.)
- Tversky, A. and D. Kahneman. 1974. Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases. *Science* 185 (4157): 1124-1131.
- Wallace, W. A. 1980. The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets. in W. A. Wallace. 1991. *Auditing Monographs*. 2nd ed. PWS-Kent Publishing. (千代田邦夫・盛田良久・百合野正博・朴大栄訳・伊豫田隆彦.

1991. 『ウォーレスの監査論—自由市場と規制市場における監査の経済的役割—』 同文館出版.)
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman. 1983. Agency Problems, Auditing, and the Theory of the Firm: Some Evidence. *Journal of Law and Economics* 26 (3): 613-633.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman. 1986. *Positive Accounting Theory*. Prentice-Hall. (須田一幸訳. 1991. 『実証理論としての会計学』 白桃書房.)
- 印南一路. 1997. 『すぐれた意思決定—判断と選択の心理学—』 中央公論社.
- 上田泰. 1996. 『集団意思決定研究』 文眞堂.
- 河野龍太郎. 2014. 『医療におけるヒューマンエラー—なぜ間違える どう防ぐ— (第2版)』 医学書院.
- 栗濱竜一郎. 2011. 『社会的存在としての財務諸表監査』 中央経済社.
- 栗濱竜一郎. 2016. 「監査への信頼と監査の失敗—監査の失敗研究に向けて—」 『愛知経営論集』 (愛知大学) 173: 59-103.
- 栗濱竜一郎. 2017. 「監査法人とガバナンス」 『愛知経営論集』 (愛知大学) 174・175: 51-96.
- 塩沢由典. 1997a. 『複雑さの帰結—複雑系経済学試論—』 NTT 出版.
- 塩沢由典. 1997b. 『複雑系経済学入門』 生産性出版.
- 畑村洋太郎. 2000. 『失敗学のすすめ』 講談社.
- 畑村洋太郎. 2010. 『失敗学実践講義 (文庫増補版)』 講談社文庫.
- 福川裕徳. 2012. 『監査判断の実証分析』 国元書房.
- 本間道子. 2011. 『集団行動の心理学—ダイナミックな社会関係のなかで—』 サイエンス社.